令和元年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果(概要)

1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る 出納その他の事務が、合規性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査 を行った。

2 監査の対象

定期監査(11部局)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

会計課、総合政策部、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、選挙管 理委員会事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局、議会事務局

財政援助団体等監査(5部局が所管する31団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

総合政策部(12)、総務部(1)、産業経済部(13)、市立病院(4)、農業委員会事務局(1)

3 監査の結果

支出事務に関連して2件及び財政援助団体の事務に関連して1件の指摘を行った。

4 指摘事項

(1) 支出事務(補助金の適正な算定を行うべきもの)

補助金交付要綱において、補助金算定の端数処理方法の定めがないもの、補助対象者の改正を失念しているものが見られた。

(2) 支出事務(時間外勤務手当の適正な算定を行うべきもの)

正規の勤務時間外にした勤務の時間 60 時間の算定に当たり、休日に割り振られた正規の 勤務時間に勤務した時間を含める取扱いがされていた。

(3) 財政援助団体の事務(伝票作成等の適切な手続を行うべきもの)

当該団体において、伝票の作成がされておらず、出納の決定に関して決裁が行われていないものが見られた。

5 監査意見

補助金や時間外勤務手当の算定に関する指摘は、いずれも事務の根拠の確認が重要であり、構築された仕組みが必ずしも正しいとは限らない場合があることを示している。

現在行っている事務処理が法律や条例、規則等に違反していないか、考え方に誤りはないか、さまざまな角度から点検を行い、前例踏襲に陥らない適正な事務処理の確保を望むところである。